

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 4 月 17 日現在

機関番号：14501

研究種目：若手研究(A)

研究期間：2012～2015

課題番号：24683004

研究課題名(和文) 戦争と武力行使に関する「法的説明」をめぐる国際政治と国内政治の実証分析

研究課題名(英文) Empirical Research on International and Domestic Politics over Legal Explanations of War and Use of Force

研究代表者

多湖 淳 (TAGO, ATSUSHI)

神戸大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：80457035

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,600,000円

研究成果の概要(和文)：本プロジェクトは、法と政治の両面をミックスさせながら、武力行使をめぐる諸論点を扱い、それを英語で国際水準の知的生産物として発表していくことが目的であった。武力行使を始めるにあたって自衛権を発動するか否かの論点には、アメリカの援助コンディショナリティが重要な役割を果たしていることを実証的に示した。また、多角的に国連安保理からの授權決議を得てから武力行使をする場合については、第三国の民意を得られるからという理論的な見解に沿いつつ、それが妥当しない条件をサーベイ実験の手法で確認した。すでに4本以上のSSCIジャーナル掲載の英語論文があり、今後も同様の媒体に発表をする予定である。

研究成果の概要(英文)：The project aims at uncovering how international legal control for the use of force can be explained by a theory in International Relations/Political Science. As the project generated variety of research articles in the quality journals like British Journal of Political Science, Conflict Management of Peace Science and International Relations of the Asia-Pacific, our team could make a clear and significant contribution by emphasizing that the rationalist model is powerful to explain how international law is utilized by state governments.

研究分野：国際関係論

キーワード：国際法 国際政治 武力行使 データセット サーベイ実験 自衛権 国連安保理決議

1. 研究開始当初の背景

近年、国際政治学と国際法学の垣根が急速に低くなっている。2000年の *International Organization* 誌の特集号に見られるように、法化 (legalization) の議論は国際政治学者に広く受容され、人権・戦争法など個別テーマについて国際法を意識した実証研究が増えている。

このような動きの特徴として、国際法規範の定着プロセスやその遵守をめぐる新たな研究蓄積が見られるものの、研究課題 国際法の援用 (= 国際法に言及して自国の政策を合法であると示す行為) が国家にどのようなコストと利益をもたらすのか (= 費用便益計算) を丁寧に実証した研究は限られる。また、研究課題 国際法における「前例」の重要性は指摘されるものの、前例効果をもたらす国家間の戦略的相互依存関係は政治学的に十分検討されていない。また、研究課題

国際法の援用をめぐる国際政治と国内政治の連関の存在は否定しえないものの、それを意識した研究は限られる。加えて、研究課題 安全保障分野での国際法の影響は、未だに実証的裏付けなく過小評価されている。特に武力行使を規律するルール (例、国連憲章 2 条 4 項、第 7 章) に政治的な意味を見出して研究することは限られる (北米で盛んな戦争や武力行使の計量研究でも法的根拠のデータ収録はほぼ存在しない)。

研究とデータの欠如は、研究テーマの重要性の低さを意味しない。武力行使禁止原則と関係する例外規定は、国際関係の中でも広く知られ、国家によって頻繁に言及されているルールである。1945 年以降、長きにわたって、各国は武力行使禁止原則を許容し (ゆえに、少なくともどの国であってもそれに正面から異論を唱えることはなく)、対外的な武力行使はあくまで例外的な措置とされている。超大国である米国であっても、力に任せてルールを完全に無視することはなく、彼らなりの法的説明を行い、軍事行動を發動している。武力行使に継続的に訴えるイスラエルのような国家でも (異なる内容の) 法的説明を頻繁に提供する。ここで特に興味深いのは、法的説明の内容や形式には豊富なバリエーションがあり、何らかの理由とメカニズムの結果、国家はそれらを使い分けている点である。法的説明をめぐる政治過程の存在は否定しえず、その本格的な分析が、理論の発展のためにも、政策的示唆のためにも、重要だといえる。なお、国際法学でも政治的な要素に一定の関心を払う研究はあるものの (例、Byers 2005; Goldsmith & Posner 2005; Gray 2008) 戦争や武力行使をめぐる法的説明の政治的意図に踏み込んだ解説がなされているとは言い難い。また、ある特定の法的

説明を援用した結果として国内外に生じる政治的效果については、本格的研究はなされていない。

2. 研究の目的

以上の研究の学術的背景を踏まえ、本研究は研究実施期間に次の四つの論点を扱う。これらに解答を与えることで、前頁で示した研究課題 ~ を克服することが可能になる。

問 1: 戦争や武力行使をはじめると、国家は軍事行動を国内外にいかにか説明するのか? 国際法上の根拠を明示する場合とそうでない場合はなぜ異なるのか?

問 2: 法的根拠を明示するにあたって、取引費用の相対的に低い「自衛権発動」と取引費用が相対的に高い「安保理決議による授權」の選択は何によって決まるのか?

問 3: 第三国が紛争当事国の法的根拠を支持 (批判) するのは何に起因するのか? 国家は戦略的相互依存関係を踏まえ、法的根拠の「前例効果」を重視するのか?

問 4: 法的説明の有無と内容の違いによって、軍事行動の帰結や国家間関係、国内政治 (特に国民と政治リーダーとの関係) に顕著な影響が生まれるのか?

法的根拠の提示は各国が常に行うことではなく、問 1 はまず解明される必要がある。次に、複数の候補の中からある特定の法的根拠を選択するにあたってどのような費用便益計算が行われているのかを明らかにするため問 2 が用意される。問 3 ではルールの持つ「前例効果」を検討し、国際法をめぐる国家間の戦略的相互依存関係を論じる。最後に、軍事行動の帰結、紛争当事国の関係、各国国内政治に法的説明が与える影響を精査するのが問 4 である。

3. 研究の方法

研究の方法としては、主としてデータセットの構築とその計量分析とともにサーベイ実験手法による分析を行った。

4. 研究成果

本プロジェクトの研究成果をまとめると、大きく理論的貢献とデータセット上の貢献に区別できる。

理論的貢献については、問 1 に主にかかわり、武力化紛争または戦争に際しての、個別的自衛権に関する国際法の援用がいくつかのシステムティックな原因で規定されることを提唱し、その裏付けを得た点にある。自衛権発動の国際連合安全保障理事会への通報という観察可能な現象に絞り、それが、武力行使が当事者両国でバランスしている場合、相手国の武力行使のレベルが高い場合、

相手国と同盟関係のような友好的な関係を書いている場合、そしてアメリカの軍事援助を得ている場合という複合条件で説明できることを示した(表1)。

武力行使が当事者両国でバランスしている場合には、そうでないと比べて3.5倍、相手国の武力行使のレベルが高い場合には、そうでないと比べて12.4倍、相手国と同盟関係のような友好的な関係を書いている場合には、そうでないと比べて1.7倍、そしてアメリカの軍事援助を得ている場合には、そうでないと比べて最大2.6倍、自衛権発動通報の確率が上昇する。

表1：自衛権発動通報の条件(回帰分析)

		Model I		Model II	
		Coefficient	Standard error	Coefficient	Standard error
H1	Balanced use of force	1.57	0.59***	1.53	0.59***
	Hostility level of the opponent state	2.70	0.51***	2.73	0.52***
H2	No friendly peacetime relationship	1.56	0.63***	1.53	0.63***
H3	US military aid	0.70	0.38**	—	—
	US foreign military grant/sales	—	—	1.04	0.38***
	Defense alliance with the United States	0.37	0.49	0.17	0.51
	Contiguity	0.16	0.50	0.12	0.50
	Constant	-17.80	2.28***	-17.93	2.30***
	Log-likelihood	-162.61		-160.19	
	Pseudo R ²	0.25		0.26	
	N	2052		2052	

*** p < 0.01; ** p < 0.05 (one-tailed test).

なお、アメリカ合衆国は1946年以降、軍事援助を行うにあたって議会在が厳しい援助コンディショナリティを課し、自衛目的ないし国連の強制行動、または自国の治安安定のためを除いた軍事行動に援助武器が使われた場合にはその打ち切りを含めた制裁を行うことが知られていた。すなわち、被援助国はアメリカからの援助を失わないためにも、軍事行動が自衛のためであると国際法的に明確にする動機付けを有していた。それゆえ、上記のような知見が得られたと考えられる。他の大国がアメリカ同様のコンディショナリティを課するのは1990年代になってからである。

上記研究は、国連の公開資料を活用し、その内容分析からオリジナルなデータセットを構築し、Webを通じて公開できた。Conflict Management and Peace Science誌に上記の分析をまとめた英語論文が掲載されたほか、日本語、英語で編著本の各1章として研究内容が公開された。

このほか、問2に主にかかわり、サーベイ実験手法を用いた研究をシリーズで実施した。

法的説明に関わる多角主義に関連して、それが主に国民の説得にかかわるといふ仮説を念頭に、どのような法的説明のあり方が国民の武力行使に対する支持を高めるのかを検討した。

British Journal of Political Science誌に掲載された研究では、図1にあるように、安保理決議が得られないような「法的説明の失敗」の場合にも、国民の支持を下げない条件があることを見出した。というのも、中国やロシアといったアメリカに反対するいわば常連国が反対票を投じて情報追加にはならず、ゆえに国民の武力行使に関する評価には関係しないことがわかった。対して、アメリカが自ら説明をあきらめるような場合には明確に支持が下がることがわかった(図1の#4)。

このほか、有志連合と国連安保理決議における説明を比較する研究として、International Relations of the Asia-Pacific誌にも論文が掲載された(図2)。有志連合の有無といった政治的説明に比べ、安保理決議の有無という法的説明の国民説得における重要性が示された。

図1：安保理決議に関する情報刺激と実験

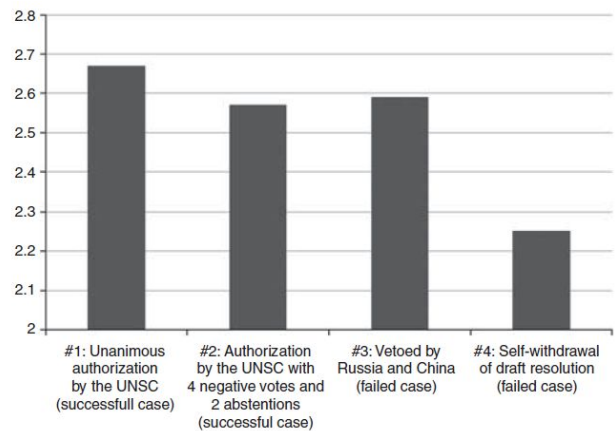
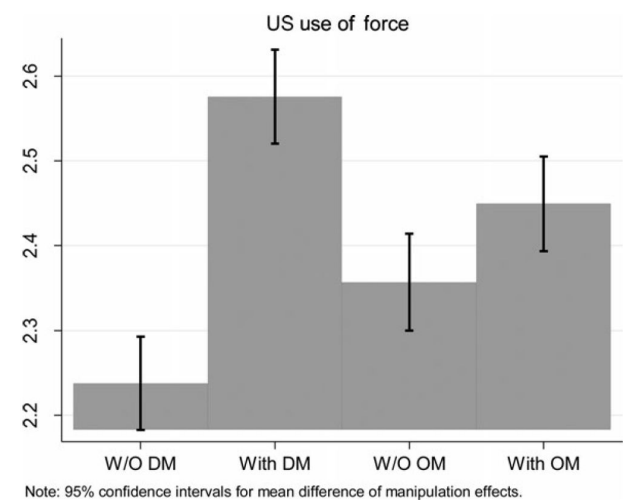


図2：安保理決議と有志連合に関する実験



最後に、若手研究(A)を得て研究を精力的に実施してきた結果、科学的な武力行使研

究をめぐる研究者ネットワークで認知度を高められた。問3や問4に関する研究も目下論文文化につとめており、今後国際的なジャーナルでの研究発表を試みたいと考える。

以上総括するにあたり、日本から武力行使と法的説明をめぐるテーマで独自の研究を国際知的市場に発信していくという作業は一定程度達成されつつあると考える。今後も継続的に研究成果を発表できるよう、努力する予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

Tago, Atsushi, and Maki Ikeda (2015) "An 'A' for Effort: Experimental Evidence on UN Security Council Engagement and Support for US Military Action in Japan," *British Journal of Political Science*. 45(2): 391-410. 査読有

Ikeda, Maki, and Atsushi Tago (2014) "Winning over Foreign Domestic Support for Use of Force: Power of Diplomatic and Operational Multilateralism," *International Relations of the Asia-Pacific*. 14(2): 303-324. 査読有

Tago, Atsushi (2013) "Why Do States Publicly Invoke the Right of Self-Defense during Wars?: Legal, Diplomatic and Aid-Politics to Motivate States to Respect International Law," *Conflict Management and Peace Science*. 30(2): 161-177. 査読有

〔学会発表〕(計6件)

Ikeda Maki and Atsushi Tago (2014) "East Asian Public Opinion and Use of Force: Japanese Response to Many Flags and UN Flag," International Studies Association - Annual Meeting in Toronto (Canada), March.

Tago, Atsushi (2013) "Formal Claim of Self-Defense at the UN Security Council: New Data and Empirical Tests," Conflict Research Society Annual Conference in Colchester (UK), September.

Ikeda Maki and Atsushi Tago (2013) "Many Flags Versus Multilateral Diplomacy: A Survey Experiment," European Political Science Association - Annual Meeting in Barcelona (Spain), June.

Tago, Atsushi and Maki Ikeda (2013) "Many Flags Versus Multilateral Diplomacy: A Survey Experiment," East Asian Security Workshop in Kobe, April.

Tago, Atsushi and Maki Ikeda (2013) "Many Flags Versus Multilateral Diplomacy: A Survey Experiment," Kobe

Sakura Meeting for the Scientific IR Studies in Kobe, April.

Tago, Atsushi and Maki Ikeda (2013) "Collective Legitimization of Use of Force and Foreign Domestic Support: An Experimental Survey," International Studies Association - Annual Meeting in San Francisco (USA), April.

〔図書〕(計1件)

多湖淳「自衛権発動をめぐる政治的要因」鈴木基史・岡田章編『国際紛争と協調をめぐるゲーム』有斐閣、2013年、82-105ページ。

〔その他〕

ホームページ等

<http://www2.kobe-u.ac.jp/~tago/>

<http://www.researcherid.com/rid/A-9716-2009>

<http://researchmap.jp/tagoatsushi/>

<http://www.the-plot.org/author/tagodragon-kobe-u-ac-jp>

<http://bit.ly/1BM9oq8>

6. 研究組織

(1)研究代表者

多湖淳 (Atsushi TAGO)

神戸大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80457035

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし

(4)主な研究協力者

池田真季

(Maki IKEDA)

東京大学・大学院人文社会系研究科・大学院生

エリック・ガーツキー

(Erik GARTZKE)

米国カリフォルニア大学サンディエゴ校・政治学部・教授

クリスチャン・S・グレディッシュ

(Kristian S. GLEDITSCH)

英国エセックス大学・政治学部・教授
トビアス・ボームルト

(Tobias BOEHMELT)

英国エセックス大学・政治学部・講師
ウルリッヒ・ピルスター

(Ulrich PILSTER)

北大西洋条約機構・学術研究員